

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第 6 号を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1 第 83 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例から日程第 4 第 93 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題と致します。

以上の 4 議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めていきます。

まず、第 83 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 83 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

小中学校の施設使用料につきましては、合併時から旧武雄、山内、北方で違いがあることから統一するもので、屋内運動場、屋外運動場の使用料を、旧武雄市の料金設定を基本に、現状の山内、北方の料金を勘案し統一するものであります。

また、武雄市体育施設設置条例の一部改正については、テニスコート使用料の改正でございますが、天神崎公園テニスコート、山内中央公園テニスコート、北方運動公園テニスコートの使用料について、料金体系がそれぞれ異なることから、見直しを行い、統一を行うものと説明を受けております。

施行期日につきましては、いずれも平成 27 年 4 月 1 日となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第91号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査内容と結果を報告いたします。

1つは通勤手当の改定で、5km以上から60km以上の区分で、5kmきざみで支給されていますが、それを改定するものであります。

もう1点は、勤勉手当を民間企業との格差をもとに月数での0.15月分を引き上げ、再任用職員についても、0.05月分を引き上げるものであります。

給与についても給与表のとおり、平均0.3%の引き上げです。

任期付き職員についても期末手当で0.15月分の引き上げ、給与0.3%の引き上げとの説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第92号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第92号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について審査の結果を報告致します。

人事院勧告による期末手当の0.15月分の引き上げと報酬等審議会の答申による報酬等の引き上げですが、第1条の議員報酬では、今回常任委員長と議会運営委員長が新設されています。

第2条では、市長・副市長の給与改定。

第3条では、教育長の給与改定。

第4条では、市長・副市長の退職手当の改定ですが、これは他市と比較して武雄市だけが低いということで、他市並みに合わせるものと説明を受けております。

委員会としては、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 93 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 93 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について、主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の指定により、北方のグラウンド、東運動場、東体育館が追加されておりますが、指定管理者となる相手方は、一般財団法人武雄市体育協会で、期間は 27 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

指定管理料は、第 100 号議案で債務負担行為の補正で追加をしてあります。

なお、27 年と 28 年は 4942 万 4000 円を予定されてありますが、追加された施設の分では 220 万 9955 円ということでした。

委員からは、非公募が妥当なのかという質問がありましたが、体育協会は、これまでの実績が第 1 で、地域や体育種目競技部会等の密接な連携が有る確であるとのことでした。

また、運営の際に、外注するような場合については、市内業者を活用するよう意見があり、徹底していただくようお願いをしました。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 83 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 83 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 92 号議案に対する討論を求めます。

3 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

それでは第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場で討論をさせていただきます。

主に議員報酬の部分について、反対の理由を述べさせていただきます。

反対の理由は大きく 4 つ。

まず 1 つは、財政的な負担から考えた場合に、確かに武雄はいろんな取り組みによって知名度等があがって、活性化の兆しが見えているところではございますけど、自主財源の柱

となる地方税収はまだまだ伸びているという状況ではないと考えています。

そういう中で、企業誘致や、教育改革など地域活性化に対する取り組みというのはまだまだ道半ばであって、市民の皆さまが本当に経済的な面で生活がよくなったと実感するのは、もう少し時間がかかるだろうと。

そういう中で、報酬を上げることに抵抗を感じています。

2点目が、日本経済新聞社の産業地域研究所の調査によって議会改革度調査が行われていますが、その中でも全国の自治体と比べても、まだまだ武雄市の改革度は低い状態です。そういう中で、14%という大幅なアップというのは、まだ見送るべきではないか、まだまだその前にやるべきことがあるのではないかと考えております。

3点目が先の9月議会において、政務活動費の削減を決定したわけですが、この理由としましては、政務活動費の支出について、一部に不適正な部分があったということで、議会として、議会全体として襟を正すという目的でやったと私は考えていますが、その政務活動費の削減と同時に報酬をあげるということに、襟を正すという観点から抵抗を感じています。

本来、議員報酬と政務活動費はわけて考えるべきものと認識はしていますが、事の経緯を考えた場合に、まだ早いのではないかと感じております。

最後の4点目、武雄市議会は今年の4月に改正されたばかりで、まだ9カ月が経ったばかりです。

4月の選挙というのは、今現在の報酬を前提にして皆さん立候補されたと思います。

もし、報酬があがるということであれば、やはり、あがる報酬を前提にして、選挙を戦うべきだったと私は考えております。

そういう意味で、まだ早いと。

もし、あげるとすれば、今回のような十数%の引き上げとなれば、議会の改選の前のタイミング、つまり議員定数を20に減らす時点で、報酬をあげることを前提に次の選挙戦うべきだと、私としては考えます。

以上の理由で、今回の報酬のアップに関しては、次の改選の時期まで見送るべきだという理由で反対をさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／4番 山口 等議員

山口 等議員／おはようございます。

第92号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条件について、賛成の立場で、討論をさせていただきます。

先ほど、反対討論で、今あげるべきでないというようなことがる言われましたが、このことは今回の条例改正は武雄市特別職報酬等審議会の答申を受けたものであり、組織であ

る審議会が値上げを還付されたものであります。

また現状として、若い方が市政に感心をもって、武雄市のために頑張ってみようという人がなかなか出にくい状況です。

このようなことを改善するためにも今回の改正には、賛成すべきだと、私自身思います。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長／23 番 江原議員

江原議員／第 92 号議案武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

第一に、期末手当の率をもとに戻すことに民間にもとづいてということで、提案されておりますが、私は議員と、特別職に関しては元に戻す理由はないと思います。

第二に議員特別職の引き上げは、来年 4 月から適用とありますが、なんで引き上げと市民は驚いています。

さきの 9 月議員定数を 24 から 22 に減らしているのに、一方で議員報酬を引き上げるとは何事かと、まさに市民は怒っています。

私は、今日の経済状況のもとで、議員と特別職が引き上げる理由は全くないと考え、その引き上げに反対の討論を申し上げて反対の討論とするものであります。

以上です。

議長／20 番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で、討論いたします。

いろいろ賛成反対今、出ました。

例えば、1 つ反対の理由に基本税収がなっていないと、基本税収がなっておりませんが、前回、今までに比べて、市の人件費の削減は 10 億 4000 万円削減になっております。

そういう中で、市の職員さんの人事院勧告に基づく値上げ。

そういうことで、基本税収という点でみれば、人件費は確実に***、その中の数パーセント、さらにもう 1 つ理由を言われました。

議会改革度低いと、そういう中で値上げはどうかと、議長会が調べる議会改革というのは、議長会の尺度に合わせている。

議会全体で議会報告を何回したのか、議会全体で議会報を何回出したとか、議会ですごくやったとか、それを基準にしている。

武雄市議会議員は皆それ以上にがんばっていますし、さらに、議会改革はなっていないと思いますか。

全国でも高水準で議会改革が行われていると思います。

元を正せば、ごめんね長くなって、すみません。

元を正せば、テレビ放送、昭和 60 年からはじまりました。

全国なかった。

昼、夜、再放送は平成 2 年からはじまった。

全国なかったです。

今になって Y o u T u b e とか、ここ 5、6 年の話です。

それまでは最高のガラス張りの武雄市議会でした。

さらに今ここにあるモニター。

いろんなことで議会改革は私自身は最高水準に達していると思いますし、武雄市が注目されればされるほど、議会の議員の運動が、全国から見られる。

そういう中で皆さん頑張られると思います。

これはのぼせているかもしれないが、他市の議員さんと比べて、武雄市議会議員ということだけで、より注目される武雄市になったと自負しております。

あともう 1 つ、反対の理由に、政調費を下げたばかり。

同時に引き上げる、これは全く別のことでもありますし、さらに皆さん方忘れてはいらっしゃらないと思いますが、われわれ議員年金の廃止がありました。

廃止の中で、われわれ議員年金が下がったということだけではない。

市の財政負担も大幅に減ったというのが、これも先ほどの財政負担の部分に重なると思います。

あと 1 つは、改選されたばかりで、なかなか時期が悪いんじゃないか、改選前がいいという話もでした。

ある市、佐賀県内ですが、議会を休んで、仕事をしていたということを覚えてらっしゃいませんか。

議会をまるまる出席せずに、自らの家業をされていた。

なんでか、生活できないから。

生活が大変だから。

われわれ議員は、これもちょっとうがった言い方かもしれないが、支出が多いと思います。

いろんな面に関して。

そういう中で今回、政調費も含めて、値上げっていうことになりますが、全体的に見れば大幅な減になります。

さらにこういうことを聞いて、知って、俺も武雄市議会議員を目指そうという若い方、議員を出るからには、家業、自営業以外は、会社をやめて出るしかありません。

そういう中で、それに光をさす、武雄市議会がもっと活性化する、そういうことを願って、今回の報酬審議会もあったと思います。

これはわれわれがお願いしたわけじゃないですが、いろいろな形で出していただいております。

そういうのを考えて、皆さん方のご賛同をお願いしたいと思います。
以上でございます。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 92 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

産業経済常任委員会に付託しておりました第 98 号議案において、地方自治法第 117 条の規定により私が退席となりますので、副議長と交代のため暫時休憩をいたします。

＊ 休憩中(10:20) ＊

副議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 第 85 号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例から日程第 12 第 104 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は、産業経済常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 85 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

それでは報告を申し上げます。

本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の条例改正は、「スカイバス」が運行開始から 21 年経過し老朽化しており、安全性を確保する観点と乗車客の減少に伴い、運行を廃止するため条例を廃止したいとの説明を受けました。

保養村の今後の活用については、駅舎と展望台も含めて地元保養村協力会等と協議をしながら検討するということでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 89 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 89 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、F 1 F 2 及び小倉競輪開催を借りて行うミッドナイト競輪開催による売り上げ見込みを計上してあるとの説明を受けました。

また、歳出の主なものとしては、競輪開催に係る経費の中で、たけお競輪のさらなる販路拡大を目的としてホームページリニューアル委託料が計上されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。
続いて、第 90 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 90 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。
歳出の主なものとして償還金利子の減額分は、興銀リースへの土地売却収入に伴い、起債の繰り上げ償還を行った支払利子の減額分との説明を受けました。
また、新工業団地整備事業に係る起債借入元金の償還期限を平成 27 年 3 月 25 日に迎えることに伴い 3 億 2082 万 7000 円の元金償還金の補正を計上しているとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。
続いて、第 94 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 94 号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について審査の経過と結果を申し上げます。
武雄市勤労者福祉協議会は平成 18 年から現在まで指定管理者として管理運営をされている実績を踏まえ、指定先は非公募とし、引き続き同協議会に平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定期間とし指定したいとの説明を受けました。
審査の結果、議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 95 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 95 号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について 審査の経過と結果を申し上げます。

若木町まちづくり推進協議会は、地域で組織をされ、地域の財産である川古の大楠を活用した情報発信やイベント活用に積極的であり、公園設置後も地域住民が携わってきたことにより、当該公園の事も熟知されており、引き続き指定管理者になることによりさらなる営業効果が見込まれる理由から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定期間とし指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 96 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 96 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について審査の経過と結果を申し上げます。

竹古場キルンの森公園運営協議会は、平成 18 年から現在まで指定管理者として管理運営をされている実績を踏まえ、地域の財産である飛龍窯を活用した情報発信やイベント活用に積極的であり、公園設置後も地域住民が携わってきたことにより、当該公園の事も熟知されており、引き続き指定管理者になることが適切であるという理由から、平成 27 年 4 月 1

日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 カ年間を指定期間とし指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 98 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 98 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について審査の経過と結果を申し上げます。

町内の選定委員会で審査した結果、黒髪の里運営協議会が、商工会及び農協並びに生産者団体等により組織され、また開設当初より管理運営に携わってきた実績があり、設置目的を最も効率的に達成できる団体として引き続き指定管理者になることが適切であるという理由から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定期間とし指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 104 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 104 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

これは、一般会計と同じく人勧による職員の給与改定によるものと説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上でございます。

副議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑はございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 85 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。
これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、第 85 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。
これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 89 議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 90 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 94 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(異議なし)

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 95 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 96 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 96 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 98 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 98 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 104 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 104 号議案は、委員長報告のとおり可決をされました。

ここで、議長と交代のため、暫時休憩いたします。

* 休憩中(10:33) *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13 第 78 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から日程第 20 第 101 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び

にその結果について、順次、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 78 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 78 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について審査の経過と結果を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」と、新たに市町村の認可事業となった家庭的保育事業等への給付となる「地域型保育給付」が創設され、給付をはじめ、制度の対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準を、条例で定める必要が生じ、国の基準に従い、新規制定を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 79 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について審査の経過と結果を申し上げます。

「関係法律の整備法」の施行に伴う児童福祉法の改正により、市が家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めることが規定され、子ども・子育て新制度において特定地域型保育事業として位置付けられている、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問保育事業、事業所内保育事業の、4 形態の事業について、国の基準に従い、それぞれの施設における設備及び運営に関する基準を条例で定め、市において認可を行うというものを説明受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 80 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 80 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について審査の経過と結果を申し上げます。

「関係法律の整備法」の施行に伴う児童福祉法の改正により、市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で規定することとされたため、国の基準に従い、新規制定を行うもので、対象児童の年齢制限がなくなり、面積、設備、備品、支援員の数、規模などの規定が盛り込まれております。

特に、施設面や支援員の方の待遇改善、料金等を含め、安全に子どもを預かる環境の確保については、十分に配慮をしていただくよう意見として申し述べたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 81 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 81 号議案 武雄市保育の実施に関する条例を廃止する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

「関係法律の整備法」の施行に伴う児童福祉法の改正により、保育の実施基準に係る条例委任がなくなり、法により規定されることとなったため、当該条例を廃止するというものです。

特に質問はありませんでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 82 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 82 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

国民健康保険特別会計の収支状況の説明を受け、収支の均衡を図るため、国保税率を見直すということです。

委員からは、広域化の際、累積赤字が大きな問題点となることが想定され、残された期間で、解消、抑制等を真摯に検討すべきという指摘がなされ、基金等の活用を含め、全体的な財政運営を考慮し、解消に努めたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 84 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 84 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

健康保険法施行令の改正に伴い、条例で定める国保被保険者の出産に係る出産育児一時金、現行 39 万円を 40 万 4000 円に、重度脳性まひに対する補償制度となる加算額の、産科医療補償掛金相当額、現行 3 万円を 1 万 6000 円に、それぞれ改め、総額の現行 42 万円については変わらず、内訳が変わるという改正内容である旨、説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 87 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に付託されました第 87 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

一般会計補正予算と関連しておりますが、健康診断のうち、国保被保険者分の「わっかもん健診委託料」について、国庫補助による特別調整交付金の対象とされたことによる補正という説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

続いて、第 101 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 101 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

国家公務員の給与改定に準じて、武雄市職員の給与を改定し、あわせて、職員の人事異動に伴う人件費関連予算について、所要の補正を行うものと決しました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 80 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。
これより第 80 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、第 80 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 81 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。
これより第 81 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、第 81 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 82 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 82 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を

申し上げます。

合併して4回目の値上げであります。

平成25年度の国保会計の決算を見ても、調整額16億4387万円に対し、収入12億7751万円です。

単年度の収入未済が3億2499万円であります。

さらに、平成18年のとき、最高額の保険税が合算で61万円が、現在合算で81万円であります。

この8年で最高限度額20万円の増であります。

まさにこの現状、払いたくても払えない保険税となっているのではないのでしょうか。

収支のバランスをとるため、今回の値上げであります。

そして、さらに平成29年に国が進める国保制度の都道府県一本化のための保険税の平準化のための値上げではないのでしょうか。

これではますます保険者は苦しめられていきます。

この都道府県一本化の導入に反対であります。

国保制度の解決のためには、第1に国の責任で、昭和59年に率を引き下げられた国保負担率医療費総額を現在38.5%を元の45%に戻すことこそ、市町村国保の健全な運営に国の責任の制度改正ではないのでしょうか。

さらに第2に、県からの補助をすべきであります。

そして第3に、市としての一般会計からの導入であります。

現在5000万円、地域福祉基金から繰り入れと導入計画がありますが、国、県の制度変更が現在行われていない現状を直視するなら、市としてさらに一般会計の繰り入れを求めるものであります。

まさにこの国保制度は国の責任で、国保制度が健全になるものにするため、さらに国、政府に強く求めなければならないと考えるものであります。

以上で反対の討論にかえるものであります。

議長／私語はつつしんで、静かに、静かに。

12番 古川議員

古川議員／第82号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険の賛成にあたっては、所得割、均等割、平等割りの区分に応じて、それぞれ、税率、もしくは税額が決められております。

この割合は、各自治体の市民の所得状況や、世帯状況などによって、異なっております。

また、社会情勢によっても変わっております。

医療給付費が年々増加する中、武雄市では、平成25年改定以来、一般会計から繰り出し金

を入れて加入者の負担をおさえる努力もいたしてきております。

しかしながら、今後累積赤字のさらなる増加が見込まれる。

収支改善を行うためには、税率等の改正がやむを得ない状況にあります。

一般会計から増額して繰り入れを***ということですが、健康保険は国保だけではなく、***もあり、健康保険もごさいます。

そういう方も市内にはたくさんいらっしゃいます。

国保だけをその一般会計から赤字補填に入れるということは、なかなか難しいと私は考えます。

以上の理由により、国民健康保険運営上の必要なこととして、82号議案、武雄市国民健康保険条例の一部を改正について、賛成の討論といたします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第82号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第84号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 87 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 101 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 101 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

建設常任委員会委員よりの審査報告書に漏れがありましたので、各自暫時休憩をして皆さ様方に配布をさせていただきます。

* 休憩中(10:54) *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 21 第 88 号議案平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)から日程第 26 第 105 号議案平成 26 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 1 回)までを一括議題といたします。

以上の 6 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 88 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／おはようございます。

先ほどの報告書の件、大変失礼いたしました。

それでは、今定例会において、本委員会に付託されました、第 88 号議案平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)についてご報告いたします。

今回の補正の主なものとして、公共下水道事業で取り組む予定の東部エリアにおいて、民間の早期開発が見込まれる中、公共下水道への接続を図るために下水道を早期に整備する必要が生じたため、幹線の市道部に下水道管を布設する経費をお願いするものとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 97 号議案武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてご報告いたします。

矢筈ダム広場は、西川登町町づくり推進協議会へ引続き平成 27 年度から平成 31 年度末まで、非公募により指定管理者として指定をしたいと執行部から説明を受けました。

理由として、施設の利用者は、主に地域住民であることから、地域の利用者での運営組織である、町づくり推進協議会が、施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成すること

が出来る団体であるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 99 号議案 武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定についてご報告いたします。

市営住宅の指定管理について、9 月議会で条例改正の承認後、9 月 24 日から 10 月 24 日まで公募を行い、2 事業者の応募があり、4 度の指定管理者選定委員会で審査された結果、五光建設株式会社を市営住宅の指定管理者候補として選定され、議会の議決を求めるものと説明を受けました。

委員からは、選定の評価根拠はとの質問に対し、執行部より、サービスの向上については、営業時間を 7 時 50 分から 18 時までとし、土日や祝祭日も職員による業務、時間外については直通電話対応が可能で、会社組織や職員配置計画も評価できる。

また、個人情報保護については別室を確保し、入室の制限を設けるなど、セキュリティの確保ができる。

軽微な修繕に関し、自社職員で迅速な対応により、コストダウンを図ることができ、委託料が安価である。

住民サービスの向上について、トラブル防止のための目安箱設置、環境美化活動月間等を設置して、入居者等と一緒に美化活動の実施や孤独ゼロ運動、集会所を活用した健康教室、趣味教室の展開を考えているとのこと。

などのことが、評価された内容とのことでした。

また、委員会からは、指定管理以後も住民へのサービスの低下することがないように強く要望いたしました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 102 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

第 102 号議案平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)についてご報告いたします。

今回の補正のおもなものと、給与勧告に基づく人件費等を増額するための経費をお願いするものとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 103 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 103 号議案平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)についてご報告いたします。

今回の補正のおもなものは、新幹線計画に掛かった区画整理事務所棟(旧都市計画課棟)を解体したことにより繰上げ償還したことに伴う減額補正と給与勧告に基づく人件費の補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 105 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 105 号議案平成 26 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 1 回)についてご報告いたします。

今回の補正のおもなものは、「収益的収入及び支出」における、給与費関係の補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 97 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 99 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 99 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 102 号議案に対する討論を求めます。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 102 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 103 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 103 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 105 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより第 195 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 105 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27 第 86 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)より日程第 28 第 100 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)までを一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 86 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2 款 2 項 1 目企画総務費では、ふるさと納税に対する謝礼やその送料などの経費として約 1200 万を計上されておりますが、ふるさと納税で、まちづくり応援基金として 2000 万を積立金として予定されております。

10 款 1 項 3 目学校教育総務費では、中学校パソコン教室の教育システム工事分で 4104 万計上されております。

これはパソコン OS の WindowsXP を Windows 7 に入れ替え、サーバー機器についても入れ替えを行いたいとのことです。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)について、審査内容と結果を報告いたします。

2 款 5 項選挙費では、市長退職に伴い市長選挙のための 3198 万 6000 円と知事選挙に必要な 2644 万円の補正がされております。

知事選挙費用は全額、県の委託金となります。

その他の補正は、条例議案の改正に係るもので人勧による給与・期末手当、通勤手当の改

正と説明を受けております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

補正内容の主なものとしては、7 款商工費の補助金及び交付金の内容は、昨年度に引き続き T ポイントレディスゴルフトーナメントの開催決定に伴う受け入れ体制への補助金及び来年 4 月 4 日に開催予定の武雄温泉リレーマラソンを市民でおもてなしするための観光協会への助成金並びに飛龍窯灯籠まつりでの観光客乗車用の大型バス借上料に要する補助金ということで説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、武雄市職員の給与に反映させて改定し、

所要の補正を行うものとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

主に、たけお保育園移転新築事業に要する経費として、国庫補助「がんばる地域交付金」、地域福祉基金繰入金等を財源に、約 1 億 7000 万円の補助金が計上されております。

その他、国、県、一部事務組合の負担金過年度精算、宅老所防災対策整備の経費などが計上されております。

歳入、歳出では特に質疑はありませんでしたが、生活困窮者自立支援事業について計上されている、債務負担行為の補正で、所要の質疑を交わしたところです。

武雄市では一部、業務委託の形態が検討され、年度内に事業者を選定し、来年 4 月から事業を実施する予定であるということで、生活保護を受給するかしないかの境でなんとか頑張っておられる方々の現状から、生活保護そのものにも意見が及び、事業が形だけにならないようにと意見を申し上げたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

国家公務員の給与改定に準じて、武雄市職員の給与を改定し、あわせて、職員の人事異動に伴う人件費関連予算について、所要の補正を行うことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／今定例会において、本委員会に分割付託されました、第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)についてご報告いたします。

今回の補正の主なものとして、8 月の豪雨により急傾斜地崩壊危険区域で被災した 3 カ所の事業費として、委託料と工事費を計上し、また、その工事請負費については、年度内完了が見込めないため、繰越明許費への計上も併せてお願いするものとのことでした。

また、佐賀県西部広域環境組合、ごみ処理施設建設工事の現地調査を行い、担当者より平成 27 年 9 月からは、試運転用のごみ受入を行い、平成 28 年 1 月の営業運転開始へ向けて、順調に工事が進んでいるとの説明を受けたところであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)について
ご報告いたします。

今回の補正のおもなものとして、債務負担行為の補正で、第 97 号議案・武雄市矢筈ダム広場の指定管理及び第 99 号議案・武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定賃貸住宅の指定管理に伴うもので、指定期間は平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年とし、指定管理料は、武雄市矢筈ダム広場が 636 万 9000 円、武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄特定賃貸住宅については、27 年度から 28 年度の 2 カ年は 3000 万円、29 年度から 31 年度の 3 カ年は消費税アップ分を見越して 3055 万 5000 円とし、5 カ年の合計管理料 1 億 5166 万 5000 円を計上しているものとのことであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(なし)

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 86 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(賛成)

討論をとどめます。
これより第 86 号議案を採決いたします。
本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 100 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 100 号議案について、平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)に反対の討論を申し上げます。

補正予算の主なものは、職員の給与に関するものには賛成であります。県知事選挙費用 2644 万円、市長選挙費用 3198 万 6000 円、市長退職手当、320 万 4000 円の支出に反対であります。

前知事の辞任は原発やらせメールの件など説明不足のもとであり、オスプレイの佐賀空港への配備問題については、辞任直前に防衛庁などからの騒音などを確認したとして、記者会見をするなど、県民から見たら責任放棄といわれても当然でしょう。

さらに元武雄市長の辞任はさらに輪をかけて、ついていった市政放り出し(?)と市民は怒っています。

先の 4 月に市長選挙をやったばかりなのに、まして年をまたいで、穏やかな正月を迎えるのが、よき日本の風習をかき乱したと市民は怒っています。

これら知事選挙を撤回するべきことを申し上げ、反対の討論とするものであります。

議長／静かに。

4 番 山口 等議員

静かに。

山口等議員／第 100 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)、分割について、賛成の立場で、討論をさせていただきます。

先ほど申し上げました県知事、市長の辞職理由については、なんら今回の補正予算の予算審議には関係ありません。

樋渡前市長が放り出したというような表現がありましたが、知事選に出馬するためというはっきりした理由がありなんらおかしいことではないと思います。

賛成討論といたします。

議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 100 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29 意見書第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

11 番 山口裕子議員

山口裕子議員／ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書(案)につきまして、趣旨のご説明を要約していたします。

国内では、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人程度と推定され、現在、医療費助成の対象は、治療方法等で限定され、対象から外れた患者は高額な医療費負担を強いられるだけでなく、就労にも支障をきたし、生活そのものが危ぶまれる状態となっています。

こうした、国の責任の伴うウイルス性肝炎に関して、救済制度の拡充を求めるため、次の項目を掲げております。

ウイルス性肝炎を原因とする全ての肝炎医療に対し、医療費助成を行う制度を創設すること。

最初はそれが 1 番目です。

2 番目、ウイルス性肝炎患者については、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、実態に応じた障害者認定制度にすること。

お手元の意見書案のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。以上です。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

(なし)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第6号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(なし)

討論をとどめます。

これより意見書第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第6号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第30。

24番 谷口議員

谷口議員／一応ですね、全ての議案が済むまでと思って待っておりましたけども、実は92号議案のときに朝長議員の発言の中で、政務調査費の問題が発言されております。

そのために、いわゆる議員の歳出の問題等が、いかにも不適切な発言されていますけど、問題についてはですよ、その問題はすでに解決と報告を受けてますけど、現実問題では、それがどういう形で働いたのか、武雄市の議会のことですので、そこら辺について精査をしていただきたいということで、あえて議事進行を申し上げます。

議長／ただいまの議事進行については、議事録を精査しまして、対応させていただきたいと思います。

政務活動費の中に、不適正な主張(?)があったという部分は多分発言されたと思いますけど、正確な部分は把握しておりませんので、議事録を見て精査をさせていただきたいと思っております。

日程第 30 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 12 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。